○総務省告示第四百五十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条第十項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百号（小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

施行規則第28条10項の規定により、小型の船舶又は我が国の沿岸海域のみを航行する船舶の義務船舶局が同条第１項及び第２項の規定により備えなければならない機器に代えることができる機器は、次の表の左欄に掲げる義務船舶局のある船舶の区分に応じて、同表の右欄に掲げる無線設備の機器とする。

当該義務船舶局のある船舶の区分					無線設備の機器												
国際航海従事の有無	船舶の種類注１	施行規則第28条第１項各号の航行する海域に応じた船舶の区分	航行区域	総トン数注４	施行規則第28条第１項の無線設備の機器												施行規則第28条第２項の無線設備の機器注26
					同項第１号の⑴の無線設備の機器	同項第２号の⑴の㈡の無線設備の機器注９注11	同項第１号の⑵の㈠の遭難自動通報設備の機器	同項第１号の⑵の㈡の遭難自動通報設備の機器	同項第１号の⑶の㈠の受信機	同項第１号の⑶の㈡の受信機注25	同項第１号の⑷の㈠の双方向無線電話	同項第１号の⑷の㈢の受信機	同項第１号の⑷の㈣の船舶自動識別装置の機器	同項第１号の⑷の㈤の地上無線航法装置又は衛星無線航法装置	同項第２号の⑷の㈣の受信機	同項第３号の⑷の㈣の受信機	

改正前

［同左］

［同左］					［同左］													
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］													施行規則第28条第２項の無線設備の機器注26
					同項第１号の⑴の無線設備の機器	同項第２号の⑴の㈡の無線設備の機器	同項第３号の⑴の㈡の無線設備の機器	同項第１号の⑵の㈠の遭難自動通報設備の機器	同項第１号の⑵の㈡の遭難自動通報設備の機器	同項第１号の⑶の㈠の受信機	同項第１号の⑶の㈡の受信機注25	同項第１号の⑷の㈠の双方向無線電話	同項第１号の⑷の㈢の受信機	同項第１号の⑷の㈣の船舶自動識別装置の機器	同項第１号の⑷の㈤の地上無線航法装置又は衛星無線航法装置	同項第２号の⑷の㈣の受信機	同項第３号の⑷の㈣の受信機	

	国際航海に従事する船舶						
	旅客船以外の船舶						
	施行規則第28条第1項第1号の船舶						施行規則第28条第1項第2号の船舶
	沿海区域 注2			近海区域及び遠洋区域			沿海区域 注2
	20トン未満	100トン未満	300トン未満	20トン未満	100トン未満	300トン未満	20トン未満
	［略］						
	［略］						
の機器							
	1台 注27	1台	1台	1台	1台	1台	1台 注27

	国際航海に従事する船舶						
	旅客船以外の船舶						
	施行規則第28条第1項第1号の船舶						施行規則第28条第1項第2号の船舶
	沿海区域 注2			近海区域及び遠洋区域			沿海区域 注2
	20トン未満	100トン未満	300トン未満	20トン未満	100トン未満	300トン未満	20トン未満
	［同左］						
	［同左］						
の機器							
	1台 注27	1台	1台	1台	1台	1台	1台 注27

		近海区域及び遠洋区域			沿海区域 注2		
					施行規則第28条第1項第3号の船舶		
100トン未満	300トン未満	20トン未満	100トン未満	300トン未満	20トン未満	100トン未満	300トン未満
	1台			1台			
1台	1台	1台	1台	1台	1台 注27	1台	1台

		近海区域及び遠洋区域			沿海区域 注2		
					施行規則第28条第1項第3号の船舶		
100トン未満	300トン未満	20トン未満	100トン未満	300トン未満	20トン未満	100トン未満	300トン未満
				1台			
						1台 注9	1台 注11
						1台 注9	1台 注11
1台	1台	1台	1台	1台	1台 注27	1台	1台

			近海区域及び遠洋区域	20トン未満			1台
				100トン未満			1台
				300トン未満	1台	1台	1台
国際航海に従事しない船舶	旅客船	施行規則第28条第1項第1号の船舶	平水区域	すべての船舶			1台
			沿海区域 注2	20トン未満			1台
				100トン未満			1台
				その他の船舶			1台

			近海区域及び遠洋区域	20トン未満		1台注9	1台注9	1台
				100トン未満		1台注9	1台注9	1台
				300トン未満		1台注11	1台注11	1台
国際航海に従事しない船舶	旅客船	施行規則第28条第1項第1号の船舶	平水区域	すべての船舶				1台
			沿海区域 注2	20トン未満				1台
				100トン未満				1台
				その他の船舶				1台

					施行規則第28条第1項第2号の船舶		
沿海区域 注3		近海区域及び遠洋区域			平水区域	沿海区域 注2	
20トン未満	その他の船舶	20トン未満	100トン未満	その他の船舶	すべての船舶	20トン未満	100トン未満
				1台			
1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台

					施行規則第28条第1項第2号の船舶		
沿海区域 注3		近海区域及び遠洋区域			平水区域	沿海区域 注2	
20トン未満	その他の船舶	20トン未満	100トン未満	その他の船舶	すべての船舶	20トン未満	100トン未満
1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台

					施行規則第28条第1項第3号の船舶		
	沿海区域注3	近海区域及び遠洋区域			平水区域	沿海区域注2	
その他の船舶	すべての船舶	20トン未満	100トン未満	その他の船舶	すべての船舶	20トン未満	100トン未満
				1台			
1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台

					施行規則第28条第1項第3号の船舶		
	沿海区域注3	近海区域及び遠洋区域			平水区域	沿海区域注2	
その他の船舶	すべての船舶	20トン未満	100トン未満	その他の船舶	すべての船舶	20トン未満	100トン未満
1台注7				1台			
					1台注12	1台注12	1台注12
					1台注12	1台注12	1台注12
1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台

			その他の船舶注５	1台注14	1台注14	1台
			その他の船舶注６	1台注14	1台注14	1台
		沿海区域注３	すべての船舶			1台
		近海区域及び遠洋区域	20トン未満			1台
			100トン未満			1台
			その他の船舶	1台	1台	1台
漁船	施行規則第28条第１項第１号及び第２号の船舶		20トン未満			1台
			100トン未満			1台

			その他の船舶注５		1台注12	1台注12	1台
			その他の船舶注６		1台注13	1台注13	1台
		沿海区域注３	すべての船舶		1台注10注12	1台注12	1台
		近海区域及び遠洋区域	20トン未満		1台注12	1台注12	1台
			100トン未満		1台注12	1台注12	1台
			その他の船舶		1台	1台	1台
漁船	施行規則第28条第１項第１号及び第２号の船舶		20トン未満				1台
			100トン未満				1台

						その他の船舶	
	施行規則第28条第1項第3号の船舶					施行規則第28条第1項第1号及び第2号の船舶	
						沿海区域 注2	
300トン未満	その他の船舶	20トン未満	100トン未満	300トン未満	その他の船舶	20トン未満	100トン未満
1台	1台	1台	1台	1台	1台		

		1台	1台	1台	1台		
1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台 注27	1台

						その他の船舶	
	施行規則第28条第1項第3号の船舶					施行規則第28条第1項第1号及び第2号の船舶	
						沿海区域 注2	
300トン未満	その他の船舶	20トン未満	100トン未満	300トン未満	その他の船舶	20トン未満	100トン未満
1台	1台						
		1台 注12	1台 注12	1台	1台		

		1台 注12	1台 注12	1台	1台		
1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台 注27	1台

		300トン未満				1台
		その他の船舶				1台
	沿海区域 注3	すべての船舶				1台注27
	近海区域及び遠洋区域	20トン未満				1台
		100トン未満				1台
		500トン未満	1台注8			1台
		その他の船舶	1台注8			1台
施行規則第28条第1項第3号の船舶	沿海区域 注2	20トン未満				1台注27

		300トン未満				1台
		その他の船舶				1台
	沿海区域 注3	すべての船舶				1台注27
	近海区域及び遠洋区域	20トン未満				1台
		100トン未満				1台
		500トン未満	1台注8			1台
		その他の船舶	1台注8			1台
施行規則第28条第1項第3号の船舶	沿海区域 注2	20トン未満				1台注27

			沿海区域注3	近海区域及び遠洋区域			
100トン未満	300トン未満	その他の船舶	すべての船舶	20トン未満	100トン未満	500トン未満	その他の船舶
						1台	1台
						1台	1台
1台	1台	1台	1台注27	1台注27	1台	1台	1台

			沿海区域注3	近海区域及び遠洋区域			
100トン未満	300トン未満	その他の船舶	すべての船舶	20トン未満	100トン未満	500トン未満	その他の船舶
1台注12	1台注12	1台注12	1台注10注12	1台注12注14	1台注12注14	1台注14	1台
1台注12	1台注12	1台注12		1台注12注14	1台注12注14	1台注14	1台
1台	1台	1台	1台注27	1台	1台	1台	1台

注 ［１～８　略］ 9　船舶安全法施行規則第４条第１項第６号の規定により、代替の通信設備を以て施行規則第28条第１項第２号の⑴の㈡の無線設備の機器の施設を要しないこととされた場合は、この限りでない。 ［10　略］ 11　施行規則第28条第１項第２号に規定する船舶において、同号の⑴の㈡の無線設備の機器が常に陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができない場合においては、インマルサツト船舶地球局のインマルサットＣ型又は第12条第５項第２号に規定する船舶地球局のうち1,621.35ＭＨｚから 1,626.5 ＭＨｚまでの周波数の電波を使用する無線設備（施行規則第28条第７項の定める通信範囲の場合を除く。）又は短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話）を備えるものとする。 12　施行規則第28条第７項のインマルサツト人工衛星局の通信範囲であれば、施行規則第28条第１項第２号の⑴の㈡の無線設備及び同項第３号の⑷の㈣の受信機は備えることを要しないものとする。 13　削除 14　船舶設備規程第 311 条の22の規定により、管海官庁が航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合においては、施行規則第28条第１項第２号の⑴の㈡の無線設備及び同項第３号の⑷の㈣の受信機は備えることを要しないものとする。 ［15 ～27　略］	注 ［１～８　同左］ 9　施行規則第28条第１項第３号の⑴の㈡の無線設備の機器には中短波帯の送信及び受信の機能並びに狭帯域直接印刷電信装置による通信の機能を、同号の⑷の㈣の受信機には中短波帯の受信の機能を備えることを要しない。また、同条第７項の規定の適用を受ける場合にあっては同項の無線電信による通信及び印字機能を要しないものとし、同条第８項の規定による同条第１項の機器は備えることを要しないものとする。 ［10　同左］ 11　施行規則第28条第１項第３号の⑴の㈡の無線設備の機器には、狭帯域直接印刷電信装置による通信の機能を備えることを要しない。また、同条第７項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の無線電信による通信及び印字の機能を要しないものとする。 12　施行規則第28条第１項第３号の⑴の㈡の無線設備の機器には中短波帯の送信及び受信の機能を、同号の⑷の㈣の受信機には中短波帯の受信の機能を備えることを要しない。また、同条第７項の規定の適用を受ける場合にあっては、同条第８項の規定による同条第１項第２号の⑴の㈡及び⑷の㈣の機器は備えることを要しないものとする。 13　施行規則第28条第１項第３号の⑷の㈣の受信機には、中短波帯の受信の機能を備えることを要しない。また、同条第７項の規定の適用を受ける場合にあっては、同条第８項の規定による同条第１項第２号の⑷の㈣の機器は備えることを要しないものとする。 14　船舶の航行中において中短波帯の無線設備により当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる船舶の義務船舶局は、施行規則第28条第１項第３号の⑴の㈡の無線設備の機器には短波帯の送信及び受信の機能を、同号の⑷の㈣の受信機には短波帯の受信の機能を備えることを要しない。 ［15 ～27　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　令和七年一月一日に中短波帯及び短波帯（四MHzを超え二六・一七五MHz以下の周波数帯をいう。）の無線設備（デジタル選択呼出装置、無線電話及び狭帯域直接印刷電信装置による通信（国際航海に従事しない船舶の義務船舶局の場合にあつては、デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信とする。）が可能なものに限る。）を設置している船舶の義務船舶局に備えなければならない機器に代えることができる機器については、この告示による改正後の平成十八年総務省告示第六百号の規定にかかわらず、その設置が継続する限り、なお従前の例による。

○総務省告示第四百五十八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十八条第二項第十六号の規定に基づき、平成二十年総務省告示第二百八十八号（船舶に備えなければならないレーダーの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

一　指示器は次の条件に合致するものであること。

［1　略］

2　船舶の総トン数別によるレーダーの指示器の表示画面の直径及び捕捉すべき物標数は、次のとおりであること。

区別＼船舶の総トン数	総トン数一〇、〇〇〇トン以上の船舶	総トン数五〇〇トン以上一〇、〇〇〇トン未満の船舶	総トン数五〇〇トン未満の船舶
指示器の映像表示画面の最小直径	三二センチメートル	二五センチメートル	一八センチメートル

［略］

［3　略］

［二～十　略］

十一　船舶自動識別物標は、次の条件に合致するものであること。

［1・2　略］

3　指示器の表示画面において船舶自動識別装置の状態は、ＩＥＣ規格（国際電気標準会議の規格をいう。以下同じ。）62288の規定に従い表示できること。

［4～7　略］

［十二～十九　略］

改正前

一　［同上］

［1　同上］

2　船舶の総トン数別によるレーダーの指示器の表示画面の直径、表示領域及び捕捉すべき物標数は、次のとおりであること。

区別＼船舶の総トン数	総トン数一〇、〇〇〇トン以上の船舶	総トン数五〇〇トン以上一〇、〇〇〇トン未満の船舶	総トン数五〇〇トン未満の船舶
指示器の映像表示画面の最小直径	三二センチメートル	二五センチメートル	一八センチメートル
指示器の最小表示領域	三四センチメートル四方	二七センチメートル四方	一九・五センチメートル四方

［同上］

［3　同上］

［二～十　同上］

十一　［同上］

［1・2　同上］

3　指示器の表示画面において船舶自動識別装置の状態は、ＩＥＣ規格（国際電気標準会議の規格をいう。以下同じ。）62388の規定に従い表示できること。

［4～7　同上］

［十二～十九　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第四百五十九号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第五十六条の規定に基づき、昭和五十九年郵政省告示第九百六十四号（海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年一月一日から施行する。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

1　船舶局が使用することができる電波の型式及び周波数

⑴　4,000kHz未満の周波数

［ア～イ　略］

ウ　狭帯域直接印刷電信用

使用電波の型式及び周波数(kHz)
F1B
2,147⑴

注　⑴は、スエズ運河を航行する船舶の船舶局が外国の海岸局と通信を行う場合に限る。

［エ　略］

⑵　4,000kHz以上26,175kHz未満の周波数

［ア　略］

イ　狭帯域直接印刷電信用

使用電波の型式及び周波数(kHz)
呼出し、応答及び準備信号の送信その他全ての通信
F1B
4,172.5
4,173
4,173.5
4,174
4,174.5
4,175
4,175.5
4,176
4,176.5
4,177
4,178
4,178.5
4,180.5⑵
4,181　⑵
4,181.5⑵
4,205　⑵

改正前

1　［同左］

⑴　［同左］

［ア～イ　同左］

ウ　［同左］

使用電波の型式及び周波数(kHz)
F1B
2,174.5⑴　2,147⑵

注１　⑴は、遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合に限る。

２　⑵は、スエズ運河を航行する船舶の船舶局が外国の海岸局と通信を行う場合に限る。

［エ　同左］

⑵　［同左］

［ア　同左］

イ　［同左］

使用電波の型式及び周波数(kHz)
呼出し、応答及び準備信号の送信その他全ての通信
F1B
4,172.5
4,173
4,173.5
4,174
4,174.5
4,175
4,175.5
4,176
4,176.5
4,177
4,177.5⑴
4,178
4,178.5
4,180.5⑶
4,181　⑶
4,181.5⑶
4,205　⑶

6,263	6,263
6,263.5	6,263.5
6,264	6,264
6,264.5	6,264.5
6,265	6,265
6,265.5	6,265.5
6,266	6,266
6,266.5	6,266.5
6,267	6,267
6,267.5	6,267.5
	6,268 (1)
6,268.5	6,268.5
6,269	6,269
6,269.5	6,269.5
6,270 (2)	6,270 (3)
6,270.5(2)	6,270.5(3)
6,271 (2)	6,271 (3)
6,271.5(2)	6,271.5(3)
6,272 (2)	6,272 (3)
6,272.5(2)	6,272.5(3)
6,273 (2)	6,273 (3)
6,273.5(2)	6,273.5(3)
6,274 (2)	6,274 (3)
6,274.5(2)	6,274.5(3)
6,275 (2)	6,275 (3)
6,275.5(2)	6,275.5(3)
6,281 (2)	6,281 (3)
6,281.5(2)	6,281.5(3)
6,282 (2)	6,282 (3)
6,282.5(2)	6,282.5(3)
6,283 (2)	6,283 (3)
6,283.5(2)	6,283.5(3)
6,284 (2)	6,284 (3)
6,284.5(2)	6,284.5(3)
6,310 (2)	6,310 (3)
	8,376.5(1)
8,377	8,377

8, 377. 5	8, 377. 5
8, 378	8, 378
8, 378. 5	8, 378. 5
8, 379	8, 379
8, 379. 5(1)	8, 379. 5(2)
8, 380	8, 380
8, 380. 5	8, 380. 5
8, 381	8, 381
8, 381. 5	8, 381. 5
8, 382	8, 382
8, 382. 5	8, 382. 5
8, 383	8, 383
8, 383. 5	8, 383. 5
8, 384 (2)	8, 384 (3)
8, 384. 5(2)	8, 384. 5(3)
8, 385 (2)	8, 385 (3)
8, 385. 5(2)	8, 385. 5(3)
8, 386 (2)	8, 386 (3)
8, 386. 5(2)	8, 386. 5(3)
8, 387 (2)	8, 387 (3)
8, 387. 5(2)	8, 387. 5(3)
8, 388 (2)	8, 388 (3)
8, 388. 5(2)	8, 388. 5(3)
8, 389 (2)	8, 389 (3)
8, 389. 5(2)	8, 389. 5(3)
8, 390 (2)	8, 390 (3)
8, 390. 5(2)	8, 390. 5(3)
8, 391 (2)	8, 391 (3)
8, 391. 5(2)	8, 391. 5(3)
8, 392 (2)	8, 392 (3)
8, 392. 5(2)	8, 392. 5(3)
8, 393 (2)	8, 393 (3)
8, 393. 5(2)	8, 393. 5(3)
8, 394 (2)	8, 394 (3)
8, 394. 5(2)	8, 394. 5(3)
8, 395 (2)	8, 395 (3)
8, 395. 5(2)	8, 395. 5(3)

8,396 (2)
12,477
12,477.5
12,478
12,478.5
12,479
12,479.5
12,480
12,480.5
12,481
12,481.5
12,482
12,482.5
12,483
12,483.5
12,484
12,484.5
12,485
12,485.5
12,486
12,486.5
12,487
12,487.5(1)
12,488
12,488.5
12,489
12,489.5
12,490
12,490.5
12,491
12,491.5
12,492
12,492.5
12,493
12,493.5
12,494
12,494.5

8,396 (3)
12,477
12,477.5
12,478
12,478.5
12,479
12,479.5
12,480
12,480.5
12,481
12,481.5
12,482
12,482.5
12,483
12,483.5
12,484
12,484.5
12,485
12,485.5
12,486
12,486.5
12,487
12,487.5(2)
12,488
12,488.5
12,489
12,489.5
12,490
12,490.5
12,491
12,491.5
12,492
12,492.5
12,493
12,493.5
12,494
12,494.5

12, 495
12, 495.5
12, 496
12, 496.5
12, 497
12, 497.5
12, 498
12, 498.5
12, 499
12, 499.5
12, 500
12, 500.5
12, 501
12, 501.5
12, 502
12, 502.5
12, 503
12, 503.5
12, 504
12, 504.5
12, 505
12, 505.5
12, 506
12, 506.5
12, 507
12, 507.5
12, 508
12, 508.5
12, 509
12, 509.5
12, 510
12, 510.5
12, 511
12, 511.5
12, 512
12, 512.5
12, 513

12, 495
12, 495.5
12, 496
12, 496.5
12, 497
12, 497.5
12, 498
12, 498.5
12, 499
12, 499.5
12, 500
12, 500.5
12, 501
12, 501.5
12, 502
12, 502.5
12, 503
12, 503.5
12, 504
12, 504.5
12, 505
12, 505.5
12, 506
12, 506.5
12, 507
12, 507.5
12, 508
12, 508.5
12, 509
12, 509.5
12, 510
12, 510.5
12, 511
12, 511.5
12, 512
12, 512.5
12, 513

12,513.5	12,513.5
12,514	12,514
12,514.5	12,514.5
12,515	12,515
12,515.5	12,515.5
12,516	12,516
12,516.5	12,516.5
12,517	12,517
12,517.5	12,517.5
12,518	12,518
12,518.5	12,518.5
12,519	12,519
12,519.5	12,519.5
	12,520 (1)
12,520.5	12,520.5
12,521 (3)	12,521 (4)
12,521.5	12,521.5
12,522 (1)	12,522 (2)
12,522.5	12,522.5
12,523 (2)	12,523 (3)
12,523.5(2)	12,523.5(3)
12,524 (2)	12,524 (3)
12,524.5(2)	12,524.5(3)
12,525 (2)	12,525 (3)
12,525.5(2)	12,525.5(3)
12,526 (2)	12,526 (3)
12,526.5(2)	12,526.5(3)
12,527 (2)	12,527 (3)
12,527.5(2)	12,527.5(3)
12,528 (2)	12,528 (3)
12,528.5(2)	12,528.5(3)
12,529 (2)	12,529 (3)
12,529.5(2)	12,529.5(3)
12,530 (2)	12,530 (3)
12,530.5(2)	12,530.5(3)
12,531 (2)	12,531 (3)
12,531.5(2)	12,531.5(3)

12,532　(2)
12,532.5(2)
12,533　(2)
12,533.5(2)
12,534　(2)
12,534.5(2)
12,535　(2)
12,535.5(2)
12,536　(2)
12,536.5(2)
12,537　(2)
12,537.5(2)
12,538　(2)
12,538.5(2)
12,539　(2)
12,539.5(2)
12,540　(2)
12,540.5(2)
12,541　(2)
12,541.5(2)
12,542　(2)
12,542.5(2)
12,543　(2)
12,543.5(2)
12,544　(2)
12,544.5(2)
12,545　(2)
12,545.5(2)
12,546　(2)
12,546.5(2)
12,547　(2)
12,547.5(2)
12,548　(2)
12,548.5(2)
12,549　(2)
12,549.5(2)
12,555　(2)

12,532　(3)
12,532.5(3)
12,533　(3)
12,533.5(3)
12,534　(3)
12,534.5(3)
12,535　(3)
12,535.5(3)
12,536　(3)
12,536.5(3)
12,537　(3)
12,537.5(3)
12,538　(3)
12,538.5(3)
12,539　(3)
12,539.5(3)
12,540　(3)
12,540.5(3)
12,541　(3)
12,541.5(3)
12,542　(3)
12,542.5(3)
12,543　(3)
12,543.5(3)
12,544　(3)
12,544.5(3)
12,545　(3)
12,545.5(3)
12,546　(3)
12,546.5(3)
12,547　(3)
12,547.5(3)
12,548　(3)
12,548.5(3)
12,549　(3)
12,549.5(3)
12,555　(3)

12,555.5(2)	12,555.5(3)
12,556　(2)	12,556　(3)
12,556.5(2)	12,556.5(3)
12,557　(2)	12,557　(3)
12,557.5(2)	12,557.5(3)
12,558　(2)	12,558　(3)
12,558.5(2)	12,558.5(3)
12,559　(2)	12,559　(3)
12,559.5(2)	12,559.5(3)
16,683.5	16,683.5
16,684	16,684
16,684.5	16,684.5
16,685	16,685
16,685.5	16,685.5
16,686	16,686
16,686.5	16,686.5
16,687	16,687
16,687.5	16,687.5
16,688	16,688
16,688.5(1)	16,688.5(2)
16,689	16,689
16,689.5	16,689.5
16,690	16,690
16,690.5	16,690.5
16,691	16,691
16,691.5	16,691.5
16,692	16,692
16,692.5	16,692.5
16,693	16,693
16,693.5	16,693.5
16,694	16,694
16,694.5	16,694.5
	16,695　(1)
16,695.5	16,695.5
16,696	16,696
16,696.5	16,696.5
16,697	16,697

16,697.5
16,698
16,698.5
16,699 (2)
16,699.5(2)
16,700 (2)
16,700.5(2)
16,701 (2)
16,701.5(2)
16,702 (2)
16,702.5(2)
16,703 (2)
16,703.5(2)
16,704 (2)
16,704.5(2)
16,705 (2)
16,705.5(2)
16,706 (2)
16,706.5(2)
16,707 (2)
16,707.5(2)
16,708 (2)
16,708.5(2)
16,709 (2)
16,709.5(2)
16,710 (2)
16,710.5(2)
16,711 (2)
16,711.5(2)
16,712 (2)
16,712.5(2)
16,713 (2)
16,713.5(2)
16,714 (2)
16,714.5(2)
16,715 (2)
16,715.5(2)

16,697.5
16,698
16,698.5
16,699 (3)
16,699.5(3)
16,700 (3)
16,700.5(3)
16,701 (3)
16,701.5(3)
16,702 (3)
16,702.5(3)
16,703 (3)
16,703.5(3)
16,704 (3)
16,704.5(3)
16,705 (3)
16,705.5(3)
16,706 (3)
16,706.5(3)
16,707 (3)
16,707.5(3)
16,708 (3)
16,708.5(3)
16,709 (3)
16,709.5(3)
16,710 (3)
16,710.5(3)
16,711 (3)
16,711.5(3)
16,712 (3)
16,712.5(3)
16,713 (3)
16,713.5(3)
16,714 (3)
16,714.5(3)
16,715 (3)
16,715.5(3)

16,716　(2)
16,716.5(2)
16,717　(2)
16,717.5(2)
16,718　(2)
16,718.5(2)
16,719　(2)
16,719.5(2)
16,720　(2)
16,720.5(2)
16,721　(2)
16,721.5(2)
16,722　(2)
16,722.5(2)
16,723　(2)
16,723.5(2)
16,724　(2)
16,724.5(2)
16,725　(2)
16,725.5(2)
16,726　(2)
16,726.5(2)
16,727　(2)
16,727.5(2)
16,728　(2)
16,728.5(2)
16,729　(2)
16,729.5(2)
16,730　(2)
16,730.5(2)
16,731　(2)
16,731.5(2)
16,732　(2)
16,732.5(2)
16,733　(2)
16,733.5(2)
16,739　(2)

16,716　(3)
16,716.5(3)
16,717　(3)
16,717.5(3)
16,718　(3)
16,718.5(3)
16,719　(3)
16,719.5(3)
16,720　(3)
16,720.5(3)
16,721　(3)
16,721.5(3)
16,722　(3)
16,722.5(3)
16,723　(3)
16,723.5(3)
16,724　(3)
16,724.5(3)
16,725　(3)
16,725.5(3)
16,726　(3)
16,726.5(3)
16,727　(3)
16,727.5(3)
16,728　(3)
16,728.5(3)
16,729　(3)
16,729.5(3)
16,730　(3)
16,730.5(3)
16,731　(3)
16,731.5(3)
16,732　(3)
16,732.5(3)
16,733　(3)
16,733.5(3)
16,739　(3)

16,739.5(2)
16,740 (2)
16,740.5(2)
16,741 (2)
16,741.5(2)
16,742 (2)
16,742.5(2)
16,743 (2)
16,743.5(2)
16,744 (2)
16,744.5(2)
16,745 (2)
16,745.5(2)
16,746 (2)
16,746.5(2)
16,747 (2)
16,747.5(2)
16,748 (2)
16,748.5(2)
16,749 (2)
16,749.5(2)
16,750 (2)
16,750.5(2)
16,751 (2)
16,751.5(2)
16,752 (2)
16,752.5(2)
16,753 (2)
16,753.5(2)
16,754 (2)
16,754.5(2)
16,755 (2)
16,755.5(2)
16,756 (2)
16,756.5(2)
16,757 (2)
16,757.5(2)

16,739.5(3)
16,740 (3)
16,740.5(3)
16,741 (3)
16,741.5(3)
16,742 (3)
16,742.5(3)
16,743 (3)
16,743.5(3)
16,744 (3)
16,744.5(3)
16,745 (3)
16,745.5(3)
16,746 (3)
16,746.5(3)
16,747 (3)
16,747.5(3)
16,748 (3)
16,748.5(3)
16,749 (3)
16,749.5(3)
16,750 (3)
16,750.5(3)
16,751 (3)
16,751.5(3)
16,752 (3)
16,752.5(3)
16,753 (3)
16,753.5(3)
16,754 (3)
16,754.5(3)
16,755 (3)
16,755.5(3)
16,756 (3)
16,756.5(3)
16,757 (3)
16,757.5(3)

16,758 (2)
16,758.5(2)
16,759 (2)
16,759.5(2)
16,760 (2)
16,760.5(2)
16,761 (2)
16,761.5(2)
16,762 (2)
16,762.5(2)
16,763 (2)
16,763.5(2)
16,764 (2)
16,764.5(2)
16,765 (2)
16,765.5(2)
16,766 (2)
16,766.5(2)
16,767 (2)
16,767.5(2)
16,768 (2)
16,768.5(2)
16,769 (2)
16,769.5(2)
16,770 (2)
16,770.5(2)
16,771 (2)
16,771.5(2)
16,772 (2)
16,772.5(2)
16,773 (2)
16,773.5(2)
16,774 (2)
16,774.5(2)
16,775 (2)
16,775.5(2)
16,776 (2)

16,758 (3)
16,758.5(3)
16,759 (3)
16,759.5(3)
16,760 (3)
16,760.5(3)
16,761 (3)
16,761.5(3)
16,762 (3)
16,762.5(3)
16,763 (3)
16,763.5(3)
16,764 (3)
16,764.5(3)
16,765 (3)
16,765.5(3)
16,766 (3)
16,766.5(3)
16,767 (3)
16,767.5(3)
16,768 (3)
16,768.5(3)
16,769 (3)
16,769.5(3)
16,770 (3)
16,770.5(3)
16,771 (3)
16,771.5(3)
16,772 (3)
16,772.5(3)
16,773 (3)
16,773.5(3)
16,774 (3)
16,774.5(3)
16,775 (3)
16,775.5(3)
16,776 (3)

16,776.5(2)
16,777 (2)
16,777.5(2)
16,778 (2)
16,778.5(2)
16,779 (2)
16,779.5(2)
16,780 (2)
16,780.5(2)
16,781 (2)
16,781.5(2)
16,782 (2)
16,782.5(2)
16,783 (2)
16,783.5(2)
16,784 (2)
16,784.5(2)
18,870.5(2)
18,871 (2)
18,871.5(2)
18,872 (2)
18,872.5(2)
18,873 (2)
18,873.5
18,874 (1)
18,874.5
18,875 (4)
18,875.5
18,876 (5)
18,876.5
18,877
18,877.5
18,878 (4)
18,878.5
18,879
18,879.5
18,880

16,776.5(3)
16,777 (3)
16,777.5(3)
16,778 (3)
16,778.5(3)
16,779 (3)
16,779.5(3)
16,780 (3)
16,780.5(3)
16,781 (3)
16,781.5(3)
16,782 (3)
16,782.5(3)
16,783 (3)
16,783.5(3)
16,784 (3)
16,784.5(3)
18,870.5(3)
18,871 (3)
18,871.5(3)
18,872 (3)
18,872.5(3)
18,873 (3)
18,873.5
18,874 (2)
18,874.5
18,875 (5)
18,875.5
18,876 (6)
18,876.5
18,877
18,877.5
18,878 (5)
18,878.5
18,879
18,879.5
18,880

18,880.5(2)	18,880.5(3)
18,881 (2)	18,881 (3)
18,881.5(2)	18,881.5(3)
18,882 (2)	18,882 (3)
18,882.5(2)	18,882.5(3)
18,883 (2)	18,883 (3)
18,883.5(2)	18,883.5(3)
18,884 (2)	18,884 (3)
18,884.5(2)	18,884.5(3)
18,885 (2)	18,885 (3)
18,885.5(2)	18,885.5(3)
18,886 (2)	18,886 (3)
18,886.5(2)	18,886.5(3)
18,887 (2)	18,887 (3)
18,887.5(2)	18,887.5(3)
18,888 (2)	18,888 (3)
18,888.5(2)	18,888.5(3)
18,889 (2)	18,889 (3)
18,889.5(2)	18,889.5(3)
18,890 (2)	18,890 (3)
18,890.5(2)	18,890.5(3)
18,891 (2)	18,891 (3)
18,891.5(2)	18,891.5(3)
18,892 (2)	18,892 (3)
18,892.5(2)	18,892.5(3)
	19,691 (1)
22,284.5(2)	22,284.5(3)
22,285 (2)	22,285 (3)
22,285.5(2)	22,285.5(3)
22,286 (2)	22,286 (3)
22,286.5(2)	22,286.5(3)
22,287 (2)	22,287 (3)
22,287.5(2)	22,287.5(3)
22,288 (2)	22,288 (3)
22,288.5(2)	22,288.5(3)
22,289 (2)	22,289 (3)
22,289.5(2)	22,289.5(3)

22, 290. 5
22, 291
22, 291. 5
22, 292
22, 292. 5
22, 293
22, 293. 5
22, 294
22, 294. 5
22, 295
22, 295. 5
22, 296
22, 296. 5
22, 297
22, 299. 5(2)
22, 300　(2)
22, 300. 5(2)
22, 301　(2)
22, 301. 5(2)
22, 302　(2)
22, 302. 5(2)
22, 303　(2)
22, 303. 5(2)
22, 304　(2)
22, 304. 5(2)
22, 305　(2)
22, 305. 5(2)
22, 306　(2)
22, 306. 5(2)
22, 307　(2)
22, 307. 5(2)
22, 308　(2)
22, 308. 5(2)
22, 309　(2)
22, 309. 5(2)
22, 310　(2)
22, 310. 5(2)

22, 290. 5
22, 291
22, 291. 5
22, 292
22, 292. 5
22, 293
22, 293. 5
22, 294
22, 294. 5
22, 295
22, 295. 5
22, 296
22, 296. 5
22, 297
22, 299. 5(3)
22, 300　(3)
22, 300. 5(3)
22, 301　(3)
22, 301. 5(3)
22, 302　(3)
22, 302. 5(3)
22, 303　(3)
22, 303. 5(3)
22, 304　(3)
22, 304. 5(3)
22, 305　(3)
22, 305. 5(3)
22, 306　(3)
22, 306. 5(3)
22, 307　(3)
22, 307. 5(3)
22, 308　(3)
22, 308. 5(3)
22, 309　(3)
22, 309. 5(3)
22, 310　(3)
22, 310. 5(3)

22,311　(2)
22,311.5(2)
22,312　(2)
22,312.5(2)
22,313　(2)
22,313.5(2)
22,314　(2)
22,314.5(2)
22,315　(2)
22,315.5(2)
22,316　(2)
22,316.5(2)
22,317　(2)
22,317.5(2)
22,318　(2)
22,318.5(2)
22,319　(2)
22,319.5(2)
22,320　(2)
22,320.5(2)
22,321　(2)
22,321.5(2)
22,322　(2)
22,322.5(2)
22,323　(2)
22,323.5(2)
22,324　(2)
22,324.5(2)
22,325　(2)
22,325.5(2)
22,326　(2)
22,326.5(2)
22,327　(2)
22,327.5(2)
22,328　(2)
22,328.5(2)
22,329　(2)

22,311　(3)
22,311.5(3)
22,312　(3)
22,312.5(3)
22,313　(3)
22,313.5(3)
22,314　(3)
22,314.5(3)
22,315　(3)
22,315.5(3)
22,316　(3)
22,316.5(3)
22,317　(3)
22,317.5(3)
22,318　(3)
22,318.5(3)
22,319　(3)
22,319.5(3)
22,320　(3)
22,320.5(3)
22,321　(3)
22,321.5(3)
22,322　(3)
22,322.5(3)
22,323　(3)
22,323.5(3)
22,324　(3)
22,324.5(3)
22,325　(3)
22,325.5(3)
22,326　(3)
22,326.5(3)
22,327　(3)
22,327.5(3)
22,328　(3)
22,328.5(3)
22,329　(3)

22,329.5(2)
22,330　(2)
22,330.5(2)
22,331　(2)
22,331.5(2)
22,332　(2)
22,332.5(2)
22,333　(2)
22,333.5(2)
22,334　(2)
22,334.5(2)
22,335　(2)
22,335.5(2)
22,336　(2)
22,336.5(2)
22,337　(2)
22,337.5(2)
22,338　(2)
22,338.5(2)
22,339　(2)
22,339.5(2)
22,340　(2)
22,340.5(2)
22,341　(2)
22,341.5(2)
22,342　(2)
22,342.5(2)
22,343　(2)
22,343.5
22,344　(2)
22,344.5(2)
22,345　(2)
22,345.5(2)
22,346　(2)
22,346.5(2)
22,347　(2)
22,347.5(2)

22,329.5(3)
22,330　(3)
22,330.5(3)
22,331　(3)
22,331.5(3)
22,332　(3)
22,332.5(3)
22,333　(3)
22,333.5(3)
22,334　(3)
22,334.5(3)
22,335　(3)
22,335.5(3)
22,336　(3)
22,336.5(3)
22,337　(3)
22,337.5(3)
22,338　(3)
22,338.5(3)
22,339　(3)
22,339.5(3)
22,340　(3)
22,340.5(3)
22,341　(3)
22,341.5(3)
22,342　(3)
22,342.5(3)
22,343　(3)
22,343.5
22,344　(3)
22,344.5(3)
22,345　(3)
22,345.5(3)
22,346　(3)
22,346.5(3)
22,347　(3)
22,347.5(3)

22,348　(2)
22,348.5(2)
22,349　(2)
22,349.5(2)
22,350　(2)
22,350.5(2)
22,351　(2)
22,351.5(2)
25,173　(2)
25,173.5(2)
25,174　(2)
25,174.5(2)
25,175　(2)
25,175.5(2)
25,176　(2)
25,176.5(2)
25,177　(2)
25,177.5(2)
25,178　(2)
25,178.5(2)
25,179　(2)
25,179.5(2)
25,180　(2)
25,180.5(2)
25,181　(2)
25,181.5(2)
25,182　(2)
25,182.5(2)
25,183　(2)
25,183.5(2)
25,184　(2)
25,184.5(2)
25,185　(2)
25,185.5(2)
25,186　(2)
25,186.5(2)
25,187　(2)

22,348　(3)
22,348.5(3)
22,349　(3)
22,349.5(3)
22,350　(3)
22,350.5(3)
22,351　(3)
22,351.5(3)
25,173　(3)
25,173.5(3)
25,174　(3)
25,174.5(3)
25,175　(3)
25,175.5(3)
25,176　(3)
25,176.5(3)
25,177　(3)
25,177.5(3)
25,178　(3)
25,178.5(3)
25,179　(3)
25,179.5(3)
25,180　(3)
25,180.5(3)
25,181　(3)
25,181.5(3)
25,182　(3)
25,182.5(3)
25,183　(3)
25,183.5(3)
25,184　(3)
25,184.5(3)
25,185　(3)
25,185.5(3)
25,186　(3)
25,186.5(3)
25,187　(3)

25,187.5(2)	25,187.5(3)
25,188　(2)	25,188　(3)
25,188.5(2)	25,188.5(3)
25,189　(2)	25,189　(3)
25,189.5(2)	25,189.5(3)
25,190　(2)	25,190　(3)
25,190.5(2)	25,190.5(3)
25,191　(2)	25,191　(3)
25,191.5(2)	25,191.5(3)
25,192　(2)	25,192　(3)
25,192.5(2)	25,192.5(3)

注１　この表に掲げる周波数は、海岸局と通信を行う場合に限る。

［削る］

２　⑴は、海上保安庁の海岸局と船位通報に関する通信を行う場合にも使用することができる。

３　⑵は、データ通信を行う海上移動業務の局からの混信を容認する場合に限り使用することができる。

４　⑶は、この周波数の使用は国内ではデジタル選択呼出しを行う場合に限る。

５　⑷は、海上保安用にも使用することができる。

６　⑸は、公共業務用にも使用することができる。

［ウ～オ　略］

［⑶　略］

⑷　30,005kHz以上の周波数

［ア～ウ　略］

エ　ア、イ及びウ以外のもの

使用電波の型式及び周波数（MHz）			
呼出し、応答及び準備信号の送信その他全ての通信			
Ｆ３Ｅ		Ｆ１Ｄ及びＦ１Ｅ	
チャンネル幅25kHz	チャンネル幅 12.5kHz	チャンネル幅 6.25kHz	チャンネル幅 12.5kHz
149.65 (1)	467.6　(5)(6)	457.515625(5)	457.525 (5)
150.53 (1)	467.6125(5)(6)	457.521875(5)	457.5375(5)

注１　この表に掲げる周波数は、海岸局と通信を行う場合に限る。

２　⑴は、遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合に限る。

３　⑵は、海上保安庁の海岸局と船位通報に関する通信を行う場合にも使用することができる。

４　⑶は、データ通信を行う海上移動業務の局からの混信を容認する場合に限り使用することができる。

５　⑷は、この周波数の使用は国内ではデジタル選択呼出しを行う場合に限る。

６　⑸は、海上保安用にも使用することができる。

７　⑹は、公共業務用にも使用することができる。

［ウ～オ　同左］

［⑶　同左］

⑷　［同左］

［ア～ウ　同左］

エ　［同左］

使用電波の型式及び周波数（MHz）		
呼出し、応答及び準備信号の送信その他全ての通信		
Ｆ３Ｅ		Ｆ１Ｄ及びＦ１Ｅ
チャンネル幅25kHz	チャンネル幅 12.5kHz	チャンネル幅6.25kHz
149.65 (1)	467.6　(5)(6)	457.515625(5)
150.53 (1)	467.6125(5)(6)	457.521875(5)

151.09 (1)	467.625 (5)(6)	457.528125(5)	457.55 (5)
151.33 (1)		457.534375(5)	457.5625(5)
152.37 (1)		457.540625(5)	457.575 (5)
153.49 (1)		457.546875(5)	467.525 (5)
157.49 (1)		457.553125(5)	467.5375(5)
158.53 (1)		457.559375(5)	467.55 (5)
158.57 (1)		457.565625(5)	467.5625(5)
158.69 (1)		457.571875(5)	467.575 (5)
158.85 (2)		457.578125(5)	
158.89 (1)		457.584375(5)	
158.93 (1)(3)		467.515625(5)	
159.03 (1)(3)		467.521875(5)	
159.05 (1)		467.528125(5)	
159.07 (1)(3)		467.534375(5)	
159.17 (1)		467.540625(5)	
161.05 (1)(3)		467.546875(5)	
457.525(4)(5)		467.553125(5)	
457.55 (5)		467.559375(5)	
457.575(5)		467.565625(5)	
		467.571875(5)	
		467.578125(5)	
		467.584375(5)	

［注　略］

［(5)　略］

［２　略］

３　船上通信局が使用することができる電波の型式及び周波数

［(1)　略］

(2)　400MHz帯

使用電波の型式及び周波数（MHz）	
呼出し、応答及び準備信号の送信その他全ての通信	
Ｆ３Ｅ	Ｆ１Ｄ及びＦ１Ｅ

151.09 (1)	467.625 (5)(6)	457.528125(5)
151.33 (1)		457.534375(5)
152.37 (1)		457.540625(5)
153.49 (1)		457.546875(5)
157.49 (1)		457.553125(5)
158.53 (1)		457.559375(5)
158.57 (1)		457.565625(5)
158.69 (1)		457.571875(5)
158.85 (2)		457.578125(5)
158.89 (1)		457.584375(5)
158.93 (1)(3)		467.515625(5)
159.03 (1)(3)		467.521875(5)
159.05 (1)		467.528125(5)
159.07 (1)(3)		467.534375(5)
159.17 (1)		467.540625(5)
161.05 (1)(3)		467.546875(5)
457.525(4)(5)		467.553125(5)
457.55 (5)		467.559375(5)
457.575(5)		467.565625(5)
		467.571875(5)
		467.578125(5)
		467.584375(5)

［注　同左］

［(5)　同左］

［２　同左］

３　船上通信局が使用することができる電波の型式及び周波数

［(1)　同左］

(2)　［同左］

使用電波の型式及び周波数（MHz）	
呼出し、応答及び準備信号の送信その他全ての通信	
Ｆ３Ｅ	Ｆ１Ｄ及びＦ１Ｅ

チャンネル幅25kHz	チャンネル幅 12.5kHz	チャンネル幅 6.25kHz	チャンネル幅 12.5kHz
457.525(1)	467.6　(2)	457.515625	457.525
457.55	467.6125(2)	457.521875	457.5375
457.575	467.625 (2)	457.528125	457.55
		457.534375	457.5625
		457.540625	457.575
		457.546875	467.525
		457.553125	467.5375
		457.559375	467.55
		457.565625	467.5625
		457.571875	467.575
		457.578125	
		457.584375	
		467.515625	
		467.521875	
		467.528125	
		467.534375	
		467.540625	
		467.546875	
		467.553125	
		467.559375	
		467.565625	
		467.571875	
		467.578125	
		467.584375	

［注　略］

［４　略］

チャンネル幅25kHz	チャンネル幅 12.5kHz	チャンネル幅6.25kHz
457.525(1)	467.6　(2)	457.515625
457.55	467.6125(2)	457.521875
457.575	467.625 (2)	457.528125
		457.534375
		457.540625
		457.546875
		457.553125
		457.559375
		457.565625
		457.571875
		457.578125
		457.584375
		467.515625
		467.521875
		467.528125
		467.534375
		467.540625
		467.546875
		467.553125
		467.559375
		467.565625
		467.571875
		467.578125
		467.584375

［注　同左］

［４　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省告示第四百六十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十三条の三の三の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三百四十号（船上通信局又は船舶局が船上通信設備を使用して通信を行う場合のＦ一Ｄ電波及びＦ一Ｅ電波又はＦ三Ｅ電波四五〇㎒を超え四七〇㎒以下の周波数を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年一月一日から施行する。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
船上通信局又は船舶局が船上通信設備を使用して通信を行う場合のＦ一Ｄ電波及びＦ一Ｅ電波又はＦ三Ｅ電波四五〇㎒を超え四七〇㎒以下の周波数は、次の表のとおりとする。 電波の型式：Ｆ一Ｄ及びＦ一Ｅ 周波数：四五七・五一五六二五㎒以上四五七・五八四三七五㎒以下の周波数であって、四五七・五一五六二五㎒及び四五七・五一五六二五㎒に六・二五㎑の自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に一〇㎒を加えたもの 四五七・五二五〇㎒以上四五七・五七五〇㎒以下の周波数であって、四五七・五二五〇㎒及び四五七・五二五〇㎒以下に一二・五㎑の自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に一〇㎒を加えたもの ［略］ ［略］	船上通信局又は船舶局が船上通信設備を使用して通信を行う場合のＦ一Ｄ電波及びＦ一Ｅ電波又はＦ三Ｅ電波四五〇㎒を超え四七〇㎒以下の周波数は、次の表のとおりとする。 電波の型式：Ｆ一Ｄ及びＦ一Ｅ 周波数：四五七・五一五六二五㎒以上四五七・五八四三七五㎒以下の周波数であって、四五七・五一五六二五㎒及び四五七・五一五六二五㎒に六・二五㎑の自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に一〇㎒を加えたもの ［同上］ ［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第四百六十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条の五第四項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第六十一号（船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表

無線設備の機器	点検の項目		
一　送信設備及び受信設備の機器			
⑴　［略］	［略］	［略］	［略］
⑵　中短波帯の無線設備の機器並びに中短波帯及び短波帯の無線設備の機器	［略］	［略］	［略］
	ア　遭難警報の記憶機能の良否 イ　試験機能を用いた試験の良否	5　デジタル選択呼出装置の機能の確認	［略］
［略］			

改正前

別表

無線設備の機器	点検の項目		
［一　同上］			
⑴　［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
⑵　［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	ア　遭難警報の記憶機能の良否 イ　試験機能を用いた試験の良否	5　デジタル選択呼出装置の機能の確認	［同上］
	ア　試験機能を用いた試験の良否 イ　記録紙等の消耗品の有無	6　狭帯域直接印刷電信装置の機能等の確認	［同上］
［同上］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　令和七年一月一日に現に船舶に設置している狭帯域直接印刷電信装置については、この告示による改正後の平成四年郵政省告示第六十一号の規定にかかわらず、この告示の施行後においても、その設置が継続する限り、なお従前の例による。

○総務省告示第四百六十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条の五第三項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第九十一号（電波法施行規則第二十八条の五第一項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

施行規則第28条の５第３項の規定により、同条第１項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器は、次の表の左欄に掲げる義務船舶局等の区分に応じて、同表の右欄に掲げる無線設備の機器とする。

当該義務船舶局等のある船舶の区分				無線設備の機器（○印を付したものとする。）				
国際航海従事の有無	船舶の種類	施行規則第28条第１項各号の航行する海域に応じた船舶の区分	総トン数	施行規則第28条第１項第１号の(1)の無線設備	施行規則第28条第１項第２号の(1)の(二)の無線設備	短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機又は中短波帯及び短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）及	インマルサット船舶地球局のインマルサットＣ型の無線設備又は施行規則第12条第５項第２号に規定する船舶地球局のうち1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備	当該義務船舶局等のある船舶の航行する海域に応じて当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる無線設備

改正前

［同左］

当該義務船舶局等のある船舶の区分				無線設備の機器（○印を付したものとする。）				
国際航海従事の有無	船舶の種類	施行規則第28条第１項各号の航行する海域に応じた船舶の区分	総トン数	施行規則第28条第１項第１号の(1)の無線設備	施行規則第28条第１項第２号の(1)の(二)の無線設備	短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機	インマルサット船舶地球局のインマルサットＣ型の無線設備又は施行規則第12条第６項第２号に規定する船舶地球局のうち1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備	当該義務船舶局等のある船舶の航行する海域に応じて当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる無線設備

						び中短波及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機		
国際航海に従事する船舶	旅客船	施行規則第28条第１項第２号の船舶	全ての船舶	○	○ 注１	○ 注１	○ 注１	
		施行規則第28条第１項第３号の船舶	全ての船舶	○	○	○ 注１ 注２	○ 注１ 注３	
	その他の船舶	施行規則第28条第１項第１号の船舶	100 トン未満				○ 注１	○ 注１
		施行規則第28条第１項第２号の船舶	100 トン未満		○ 注１	○ 注１	○ 注１	○ 注１
			300 トン未満	○	○ 注４	○ 注４	○ 注４	○ 注４
			その他の船舶	○	○ 注１	○ 注１	○ 注１	
		施行規則第28条第１項第３号の船舶	100 トン未満			○ 注１ 注８	○ 注１	
			300 トン未満	○ 注９		○ 注１ 注８	○ 注１	
			その他の船舶	○		○ 注１ 注２	○ 注１ 注３	

国際航海に従事する船舶	旅客船	施行規則第28条第１項第２号の船舶	全ての船舶	○		○ 注１	○ 注１	
		施行規則第28条第１項第３号の船舶	全ての船舶 注２	○			○ 注３	
	その他の船舶	施行規則第28条第１項第１号の船舶	100 トン未満				○ 注１	○ 注１
		施行規則第28条第１項第２号の船舶	100 トン未満		○ 注１	○ 注１	○ 注１	○ 注１
			300 トン未満	○		○ 注４	○ 注４	○ 注４
			その他の船舶	○		○ 注１	○ 注１	
		施行規則第28条第１項第３号の船舶	100 トン未満			○ 注１	○ 注１	
			300 トン未満	○		○ 注１	○ 注１	
			その他の船舶 注２	○			○ 注３	

国際航海に従事しない船舶	旅客船	施行規則第28条第１項第２号の船舶	100トン未満		○ 注１	○ 注１	○ 注１	○ 注１
			その他の船舶	○	○ 注１	○ 注１	○ 注１	
		施行規則第28条第１項第３号の船舶	100トン未満			○ 注１	○ 注１	
			その他の船舶	○ 注９		○ 注１	○ 注１	
	漁船 注５	施行規則第28条第１項第３号の船舶	100トン未満			○ 注６	○ 注６	
			その他の船	○ 注７ 注９	○	○ 注６	○ 注６	
	その他の船舶	施行規則第28条第１項第３号の船舶	100トン未満			○ 注１	○ 注１	
			その他の船舶	○ 注９		○ 注１	○ 注１	

［注１　略］

注２　中短波帯及び短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）及び中短波及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機を備える場合は、施行規則第28条第１項第２号の⑴の㈡の無線設備を備えることを要しない。

［注３～注７　略］

注８　中短波及び短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）及び中短波及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機を除く。

注９　平水区域のみを航行する船舶又は、船舶設備規程第２条第３項の２時間限定沿海船等は備えることを要しない。

国際航海に従事しない船舶	旅客船	施行規則第28条第１項第２号の船舶	100トン未満		○ 注１	○ 注１	○ 注１	○ 注１
			その他の船舶	○		○ 注１	○ 注１	
		施行規則第28条第１項第３号の船舶	100トン未満			○ 注１	○ 注１	
			その他の船舶	○		○ 注１	○ 注１	
	漁船 注５	施行規則第28条第１項第３号の船舶	100トン未満			○ 注６	○ 注６	
			その他の船	○ 注７		○ 注６	○ 注６	
	その他の船舶	施行規則第28条第１項第３号の船舶	100トン未満			○ 注１	○ 注１	
			その他の船舶	○		○ 注１	○ 注１	

［注１　同左］

注２　インマルサット船舶地球局の通信範囲内のみを航行する船舶（短期間のみ当該通信範囲を超えて航行する船舶であって総合通信局長が当該通信範囲内のみを航行する船舶として取り扱うことを認めるものを含む。）に限る。

［注３～注７　同左］

［新設］

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　令和七年一月一日に現に船舶に設置している予備設備の機器については、この告示による改正前の平成四年郵政省告示第九十一号の規定にかかわらず、この告示の施行後においても、その設置が継続する限り、なお従前の例による。

○総務省告示第四百六十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条の三の規定に基づき、平成四年郵政省告示第六十九号（義務船舶局等の遭難通信の通信方法に関する事項を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年一月一日から施行する。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［一～二　略］ 三　デジタル選択呼出装置及び無線電話により遭難通信を送信する電波 ［四～十四　略］ ［注　略］	［一～二　同上］ 三　デジタル選択呼出装置、狭帯域直接印刷電信装置及び無線電話により遭難通信を送信する電波 ［四～十四　同上］ ［注　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第四百六十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十条の五第一項第三号及び第二項の規定に基づき、平成二年郵政省告示第五百六十七号（船舶局及び海岸局のデジタル選択呼出装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
別図第二号　遭難警報のための選択呼出信号の構成（海岸局の装置は除く。） ［表略］ ［注１～７　略］ ８　引き続いて行う通信の型式を表すものとし、通信装置が「無線電話」である第一テレコマンドを別表第一号に従って１つのコード番号にコード化するものであること。ただし、クラスＢ、Ｄ及びＥの装置にあっては、次のとおりであること。 ［⑴・⑵　略］ ［９・10　略］	別図第二号　遭難警報のための選択呼出信号の構成（海岸局の装置は除く。） ［表同左］ ［注１～７　同左］ ８　引き続いて行う通信の型式を表すものとし、通信装置が「無線電話」又は「狭帯域直接印刷電信装置」である第一テレコマンドを別表第一号に従って１つのコード番号にコード化するものであること。ただし、クラスＢ、Ｄ及びＥの装置にあっては、次のとおりであること。 ［⑴・⑵　同左］ ［９・10　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和七年一月一日に現に船舶に設置している狭帯域直接印刷電信装置については、この告示による改正後の平成二年郵政省告示第五百六十七号の規定にかかわらず、この告示の施行後においても、その設置が継続する限り、なお従前の例による。

○総務省告示第四百六十五号

無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第四条第一項ただし書の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第二百四十六号（無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年一月一日から施行する。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　　正　　後	改　　正　　前
別表　機器の測定回路及び測定方法 　以下の測定回路における、標準信号発生器、スペクトル分析器等にあっては、原則として、1×10^{-8}以上の精度を有する基準信号を入力するものとする。 ［１～10　略］ ［削る］ 11　［略］ 12　［略］ 13　［略］ 14　ナブテックス受信機の機器 　試験を行う周波数は、使用可能な周波数とする。 　測定回路及び測定方法は、12に同じ。 15～19　［略］	別表　機器の測定回路及び測定方法 　以下の測定回路における、標準信号発生器、スペクトル分析器等にあっては、原則として、1×10^{-8}以上の精度を有する基準信号を入力するものとする。 ［１～10　同左］ 11　狭帯域直接印刷電信装置の機器 　⑴　マーク及びスペース周波数 　　測定回路及び測定方法は、９⑶に同じ。 　⑵　信号伝送速度 　　測定回路及び測定方法は、９⑷に同じ。 12　［同左］ 13　［同左］ 14　［同左］ 15　ナブテックス受信機の機器 　試験を行う周波数は、使用可能な周波数とする。 　測定回路及び測定方法は、13に同じ。 16～20　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第四百六十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号（船舶に設置する無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年一月一日から施行する。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　無線設備規則（以下「設備規則」という。）第四十八条第三項の規定により、船舶に設置する無線航行のためのレーダーであつて、同条第一項又は第二項の規定を適用することが困難又は不合理であるものは、次のとおりとする。 1　空中線電力が一七〇ワット以下のもの（九GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号。以下「施行規則」という。）第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用し、変調方式が周波数変調であつて連続波方式（間欠的連続波方式を除く。）以外の方式で送信するものに限る。） 2　空中線電力が二〇〇ミリワット以下のもの（九GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用し、変調方式が周波数変調であつて連続波方式（間欠的連続波方式を除く。）により送信するものに限る。） 3　［略］ 4　［略］ 二　前項のレーダーの技術的条件は、次のとおりとする。 1　前項第一号に掲げるレーダーは、次に掲げる条件に適合すること。 ㈠　使用する周波数は、九・三GHzから九・五GHzまでとし、電波の型式がP〇N電波、Q〇N電波又はV〇N電波であること。 ［㈡～㈤　略］ ［削る］ ㈥　［略］ ㈦　［略］ ㈧　P〇N電波のパルス幅は一・二マイクロ秒以下、Q〇N電波のパルス幅は二二マイクロ秒以下であること。 ㈨　衝撃係数（パルス幅とパルス周期との比をいう。）は三・一パーセント以下であること。 ㈩　一秒当たりの平均電力は、五・八ワット以下であること。 ㈠㈠　尖頭電力と出力できる最も広いパルス幅の積は、一秒当たり五・五ワットに一〇のマイナス三乗を乗じた値を超えないものであること。 2　前項第二号に掲げるレーダーは、次に掲げる条件に適合すること。 ㈠　使用する周波数は、九・三GHzから九・五GHzまでとし、電波の型式がF三N電波又はQ〇N電波であること。 ㈡　F三N電波又はQ〇N電波の周波数掃引時間は二二マイクロ秒を超え二ミリ秒以下であ	一　［同上］ 1　空中線電力が二〇〇ミリワット以下のもの（九GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号。以下「施行規則」という。）第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。） ［新設］ 2　［同上］ 3　［同上］ 二　［同上］ 1　［同上］ ㈠　P〇N電波、Q〇N電波、V〇N電波又はF三N電波九・三GHzから九・五GHzまでの周波数の電波を使用するものであること。 ［㈡～㈤　同上］ ㈥　P〇N電波のパルス幅は一・二マイクロ秒以下、Q〇N電波（FM／CWの場合を除く。）のパルス幅は二二マイクロ秒以下及びQ〇N電波（FM／CWの場合に限る。）又はF三N電波の周波数掃引時間は二二マイクロ秒を超え二ミリ秒以下であること。 ㈦　［同上］ ㈧　［同上］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ ［新設］

ること。

㈢　前号㈡から㈦までに掲げる条件に適合すること。

3‖　前項第三号に掲げるレーダーは、次に掲げる条件に適合すること。

［㈠～㈥　略］

4‖　前項第四号に掲げるレーダーであつて、三二・三GHzから三五・二GHzまでの周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合すること。

［㈠～㈣　略］

2‖　前項第二号に掲げるレーダーは、次に掲げる条件に適合すること。

［㈠～㈥　同上］

3‖　前項第三号に掲げるレーダーであつて、三二・三GHzから三五・二GHzまでの周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合すること。

［㈠～㈣　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第四百六十七号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）別表第一号一(3)の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年一月一日から施行する。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

1　特性試験の試験方法のうち、スプリアス発射又は不要発射の強度の測定方法については、別表第一に定める方法とし、当該測定方法以外の試験方法については、次の表の上欄に掲げる特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という。）第二条第一項に定める無線設備の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる表に定める方法とする。

無線設備の種別	表
一～百　［略］	
百一　証明規則第二条第一項第二十九号に掲げる無線設備	別表第五十九
百二　証明規則第二条第一項第二十九号の二に掲げる無線設備	別表第五十九
百三　証明規則第二条第一項第二十九号の三に掲げる無線設備	別表第五十九
百四～百三十四　［略］	

［２・３　略］

［別表第一～別表第五十八　略］

別表第五十九　証明規則第２条第１項第29号から第29号の３までに掲げる無線設備の試験方法

［一～六　略］

［別表第六十～別表第九十一　略］

改正前

1　［同上］

無線設備の種別	表
一～百　［同上］	
百一　証明規則第二条第一項第二十九号に掲げる無線設備	別表第五十九
百二～百三十二　［同上］	

［２・３　同上］

［別表第一～別表第五十八　同左］

別表第五十九　証明規則第２条第１項第29号に掲げる無線設備の試験方法

［一～六　同左］

［別表第六十～別表第九十一　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第四百六十八号

電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）第十条ただし書の規定に基づき、昭和三十七年郵政省告示第百二十六号（電波法関係手数料令第五条ただし書に規定する型式検定手続の一部省略について定める件）の一部を次のように改正し、令和七年一月一日から施行する。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十七条の規定による機器の検定において、次の表の上欄に掲げる機器で、その構成が型式検定に合格した同種の機器の構成とそれぞれ下欄に掲げる事項の一のみについて相違するものにあつては、その相違する事項以外の事項に係る試験を省略するものとする。	一　［同上］
機器	機器
［略］	［同上］
法第三十三条の規定により備えなければならない無線設備の機器（船舶に施設する救命用の無線設備の機器を除く。） デジタル選択呼出装置	法第三十三条の規定により備えなければならない無線設備の機器（船舶に施設する救命用の無線設備の機器を除く。） デジタル選択呼出装置 狭帯域直接印刷電信装置
構成事項	構成事項
［略］	［同上］
一　信号処理部 二　入出力部	一　信号処理部 二　入出力部 一　信号処理部 二　入出力部
［略］	［同上］
［略］	［同上］
［略］	［同上］
［二　略］	［二　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第四百六十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三条の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年一月一日から施行する。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［一・二　略］ 三　施行規則第三十三条第八号の総務大臣が別に告示する簡易な操作は、次のとおりとする。 ［1～5　略］ 6　次に掲げる無線設備の外部の転換装置の技術操作 ［㈠・㈡　略］ ㈢　昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号（無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件）第一項第一号、第二号及び第三号に規定するレーダー（法第四条第二号の適合表示無線設備であって、電波の質に影響を及ぼす外部の転換装置のないものに限る。） ［㈣・㈤　略］	［一・二　同上］ 三　［同上］ ［1～5　同上］ 6　［同上］ ［㈠・㈡　同上］ ㈢　昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号（無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件）第一項第一号及び第二号に規定するレーダー（法第四条第二号の適合表示無線設備であって、電波の質に影響を及ぼす外部の転換装置のないものに限る。） ［㈣・㈤　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第四百七十号

平成二年郵政省告示第五百七十七号（狭帯域直接印刷電信装置の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件）は廃止する。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　令和七年一月一日に現に船舶に設置している狭帯域直接印刷電信装置については、この告示の施行後においても、その設置が継続する限り、なお従前の例による。

○総務省告示第四百七十一号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第二十一条第一項第六号の規定に基づき、平成五年郵政省告示第五百五十三号（無線従事者養成課程の実施要領を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年一月一日から施行する。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第一号　無線工学

［１　略］

２　海上資格（第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士及びレーダー級海上特殊無線技士）（注４）

授業科目及び内容の分類（資格別専門科目）					養成課程別の授業の要否及び程度（注３）					
授業科目	授業内容	授業内容の要旨	授業内容の詳細	授業内容の区分（注２）	第三級海上無線通信士	第四級海上無線通信士	第一級海上特殊無線技士	第二級海上特殊無線技士	第三級海上特殊無線技士	レーダー級海上特殊無線技士
無線工学	無線通信装置	船舶通信のための無線通信装置	施行規則第28条に定める送信設備及び受信設備（DSC、NAVTEX、EPIRB、ファクシミリ、AIS、SSAS、VDR及び双方向無線電話）、DSB、	概要	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
				取扱方法	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	

改正前

別表第一号　無線工学

［１　同左］

２　海上資格（第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士及びレーダー級海上特殊無線技士）（注４）

授業科目及び内容の分類（資格別専門科目）					養成課程別の授業の要否及び程度（注３）					
授業科目	授業内容	授業内容の要旨	授業内容の詳細	授業内容の区分（注２）	第三級海上無線通信士	第四級海上無線通信士	第一級海上特殊無線技士	第二級海上特殊無線技士	第三級海上特殊無線技士	レーダー級海上特殊無線技士
無線工学	無線通信装置	船舶通信のための無線通信装置	施行規則第28条に定める送信設備及び受信設備（DSC、NAVTEX、EPIRB、ファクシミリ、NBDP、AIS、SSAS、VDR及び双方向無線電話）、	概要	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	
				取扱方法	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	

			SSB、FM送受信装置、ECDIS及びNBDP							
		［略］								
	［略］									

［３～５　略］

			DSB、SSB、FM送受信装置及びECDIS							
		［同左］								
	［同左］									

［３～５　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。